

令和6年度第2回議会改革諮問会議記録（要点）

日 時 令和7年2月1日（土）13時～14時50分

場 所 役場3階委員会室

1 出席者 明瀬禎純会長、飯島裕治委員、西村有里委員、武藤雅紘委員
（事務局）安田敦史局長、上田瑞紀総務係主査

2 欠席者 桑田朝代職務代理者

3 次 第

（1）講 演 別 紙

（2）質 疑 別 紙

（3）その他 次回委員会開催日程について
令和7年4～5月で別途調整

1 演 題 地方議会制度－議会の使命・責任から報酬を考える

2 講 師 中尾 修氏（芽室町議会サポーター）

（早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員／元栗山町議会事務局長）

3 講演の趣旨

（1）議会における「全会一致」の危うさ

① 賛成討論の重要性

道外自治体で全会一致で首長を不信任としたが、当該候補者が再選となる事が発生した。議会だけでなく自治体全体が不安定になっているようだ。議会は議決責任を負うことを強く自覚しなければならない。

また、首長提案を全会一致で議決する場合も、賛成の論拠を十分住民に伝わる説得ある議論が必要で、その意味で賛成討論は重要である。

（2）豊かな十勝・その風土

① 経済的優位が色濃く漂う地域

② 基幹産業「農業」の強固な地盤

十勝に足を踏み入れると、道内の他の地域とは明らかに異なるエネルギーと活気を実感する。しかし、人口減少、少子高齢化、消滅可能性自治体等の全国的な社会情勢や将来課題は、この地域でも着実に進んでいる。

これまで、芽室町議会の皆様には、サポーターとして議会基本条例に基づく地域経営の一翼としての活動を強く申し上げてきた。その上で、人口減少という重い課題を見据えて、議会基本条例に定める長期行政計画等に責任ある対応を改めて求めたい。

（3）民意と向き合う気概

① 高度経済成長期のインフラ整備の大規模更新接近

- ② 少子高齢化による税収の変化
 - ③ 膨大な行政投資の吟味と精査
 - ④ 議会は住民負担と生活変化の受容を先導すべき立場
 - ⑤ 地域や支援者の声を行政に伝える役割は終焉
 - ⑥ 自治体合併に匹敵する重大な責任を負う役割
-

昭和の時代は、議会議員は名誉職とされ、各地域の名士や人望のある人が選挙によって選ばれて重責を担い、各地域や支援者等の要望・要請を実現させてきた。しかしながら、時代の変遷と共に地域インフラ等の設備が整い、議員にものを頼むという従来の活動が減ってくると、議員に対する住民の考えも変化していった。2000年の地方分権一括法が契機となり、地方の自立が強く求められる中で、議会も自治体経営を主眼に置く運営に変化せざるを得なくなったが、その反面、議員年金の廃止・報酬削減等、処遇は低下している。そのような中であっても今後の自治体運営は人口減に伴い住民サービスを大きく見直すべき事案が増加して、マイナスの配分をどのように負ってもらうか、将来を見据えたこれまでにない議論の展開が予想され、議員の覚悟が求められる。

(4) 求められる俯瞰した視点

- ① 個別事項の調査・審査の視点では不十分
- ② 自治体の財政事情を知ることが必須
- ③ 俯瞰した全体計画の視点が必須

(5) 議員報酬を考える際の総括

昭和 40～50 年代の高度経済成長期に、国全体として整備が推し進められたインフラ（水道管・道路・橋梁等）が、半世紀を過ぎた今日、老朽化・劣化に直面し、全国各地で緊急事態が浮き彫りになっている。また、これと並行し、地方分権や少子高齢化の流れはいつそう進み、結果として、「平成の市町村合併」の弊害も表面化しつつある。この背景を鑑みて、町村議会の今後のあり方を展望したとき、今まで以上に頻繁に、その時々々の決断が求められる。また、個別・個々の要望には応じられないものが多々発生することが想定され、住民要望と地域経営の狭間で重い決断を迫られることになる。

なお、この他に参酌する要素としては、最低賃金等の増額、物価高による住民の苦しい生活の実態の他、芽室町議会に特化したものとしては「新嵐山スカイパーク

支援金の否決による経営破綻」に係る住民感情の賛否の存在も忘れてはならない。これらのことを踏まえて、将来に向けた芽室町議会の発展のためにふさわしい報酬を導いていただきたい。

2 質疑応答の概要

① 「なり手対策」を考えると芽室町議会は活動量が多過ぎるのでは？

＜講師説明＞

芽室町議会の活動量は「年間 130 回」。他の自治体議会と比較すると極めて多いと言えるかもしれない。活動の質については言及できないが、客観的な意見としては、芽室町の議会基本条例に規定する活動を適正に実行するのなら活動回数としては必要な量と考える。

② 報酬ではなく「生活給」の意味合いで待遇を改善すべきではないか？

＜講師説明＞

議員の活動対価の法的根拠は「報酬」であり、自治体独自に「給与制度」を採用することは不可能である。また、社会保険適用や各種手当等の支給も法的に困難である。そのため、今回の報酬の見直し（期末手当含む）にその思いを反映させるような決意を込めて、芽室町議会の大転換として取組むことが肝要となる。

③ 災害時等の「責任の重さ」に相応しい報酬とは？

④ 削減が続く議員報酬（年金等を含む）を「独自に解消すべき方法」とは？

＜講師説明＞

全国各地で頻発する様々な災害に際して、それぞれの議会は重要な議決事案に直面する。災害以外にも今後いっそう増加が想定される地域住民への負担増や利害関係に直結する事項の採否は大きな負担となる。それがゆえに、議員報酬の根拠は、活動量等の数値の積み上げのみならず、「住民の生命と財産を守るための責任と負担」に相応する要素が加味されるべきである。

⑤ 定数 16 人の考え方とは？

＜講師説明＞

専門家の研究によると、自治体の人口を問わず、委員会機能に必要な人数は概ね 7 ～ 8 名とされている。これは委員長 1 名、欠席者 1 名を想定しても、5 ～ 6 名が採決に関わることができ、客観性が担保できる多数決として成立する根拠である。ゆえに、芽室

町議会の定数を現時点で見直すことは慎重にすべきと考える。

⑥ 議員選挙の候補条件に年代・性別・職業等の区分設定は可能か？

＜講師説明＞

発想としては理想形であり、結果として議員構成が多様であることは地方自治の機能として望ましい姿である。ただ、現実論としては、公職選挙法が根拠法であることから、立候補者の条件を設定することは不可能である。ただ、独自に取り組むとするなら栗山町議会で行っている「議員養成講座」のような活動によって、地域の人財を発掘することの検討は選択肢としてある。
